

# 品川リフラクトリーズ株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は品川リフラクトリーズ株式会社と称し、英文では SHINAGAWA REFRACTORIES CO.,LTD. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は次の業務を行なうことを目的とする。

- (1) 各種耐火物、各種建築・装飾用煉瓦、各種陶磁器、特殊セラミックス、医療用材料・機器、鉱物・土石・鉱滓類を原料とする金属精錬用添加剤及び産業用真空清掃装置の製造、販売。
- (2) 耐火物原材料の採掘、製造、販売。
- (3) 石灰の製造、販売。
- (4) 第1号の物品を使用する各種窯炉その他建設物の設計、築造、保全及び付帯物品の製造、販売。
- (5) 前各号にあげるものエンジニアリング及び技術の販売。
- (6) 前各号の事業に必要又は有利な鉱業、林業の経営。
- (7) 各種乾燥剤、各種精製剤、各種吸着剤及び各種塗料の製造、販売。
- (8) 電気の供給事業。
- (9) 不動産の売買、貸借、管理並びに倉庫業、産業廃棄物処理業。
- (10) スポーツ施設、宿泊施設、レストラン、駐車場の経営並びに各種催事の企画、運営及び一般旅行業。
- (11) 食料品、酒類、煙草、清涼飲料水、書籍及び日用品雑貨の販売。
- (12) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務。
- (13) 前各号の目的を達するため必要又は有利な他の事業に対する出資。
- (14) 前各号に関する一切の事業。

### (本 店)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億7千7百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単 元 株 式 数)

第8条 当会社の単元株式数は1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定めこれを公告する。
3. 当会社の株主名簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

## 第3章 株主総会

### (定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主を以て、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

### (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

### (決議の方法)

第14条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数を以て行なう。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行なう。

### (議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権を有する出席株主1名を代理人として議決権行使することができる。この場合には株主総会ごとに代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

### (議長)

第16条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは他の取締役が互選を以てこれに当たる。

### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第4章 取締役、取締役会及び監査等委員会

### (員 数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

### (選任決議)

第19条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

3. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

### (任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は前任者の残任期間とする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会はその決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名、社長1名、及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (常勤の監査等委員)

第22条 監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員1名以上を選定することができる。

### (取締役会及び監査等委員会の招集)

第23条 取締役会及び監査等委員会の招集は会日より3日前までに、取締役会については各取締役に、監査等委員会については各監査等委員である取締役に対してそれぞれその通知を発するものとする。但し緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程及び監査等委員会規程)

第 26 条 取締役会は会社の業務執行その他に関し別に取締役会規程を設けるものとする。  
2. 監査等委員会は監査等委員会に関する事項に関し別に監査等委員会規程を設けるものとする。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議を以てこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。  
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 計算

(事業年度)

第 29 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下中間配当という）をすることができる。

(配当金の除斥期間と利息)

第 32 条 期末配当及び中間配当が金銭である場合は支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付さない。

## 第 6 章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第 33 条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。

2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行なう者が遵守すべき手続及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第 34 条 当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当てを行なうことができる。

2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 平成 28 年 6 月開催の第 182 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

2. 平成 28 年 6 月開催の第 182 回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

昭和 26 年 11 月商法改正に伴う改正  
昭和 31 年 5 月一部改正  
昭和 32 年 11 月　〃  
昭和 34 年 1 月　〃  
昭和 35 年 5 月　〃  
昭和 37 年 5 月　〃  
昭和 50 年 5 月商法改正に伴う改正  
昭和 52 年 6 月一部改正  
昭和 56 年 6 月　〃  
昭和 57 年 6 月商法改正に伴う改正  
昭和 59 年 6 月一部改正  
昭和 61 年 6 月　〃  
平成 3 年 6 月　〃  
平成 6 年 6 月商法改正に伴う改正  
平成 8 年 6 月一部改正  
平成 10 年 6 月　〃  
平成 14 年 6 月商法改正に伴う改正  
平成 15 年 6 月　〃  
平成 18 年 6 月会社法制定に伴う改正  
平成 20 年 6 月一部改正  
平成 21 年 6 月　〃  
平成 21 年 10 月　〃  
平成 27 年 6 月　〃  
平成 28 年 6 月　〃  
平成 29 年 6 月　〃